

# 通所介護サービス

## 重要事項説明書

広島県三原市久井町江木 510 番地  
亀甲園デイサービスセンター

令和 7 年 10 月

# 重要事項説明書

## 1 当指定通所介護事業所が提供するサービスについて

設置法人名　社会福祉法人亀甲会  
代表者氏名　池田 元  
法人設立年月日　昭和40年3月19日  
事業者名称　亀甲園デイサービスセンター  
管理者氏名　國廣 隆  
所在地　三原市久井町江木510番地  
電話番号　0847-32-5055  
FAX番号　0847-32-7838  
担当者名　当日出勤している職員  
※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

## 2 サービス提供を実施する事業所について

通常の事業の実施地域　三原市久井町、三原市大和町、三原市八幡町、世羅郡世羅町  
利用定員　28名

## 3 事業の目的及び運営方針

目的　利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことを目的とする。  
方針　利用者の要介護状態・要支援状態の軽減、悪化の防止  
通所介護計画に基づき必要な支援を行う

## 4 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日　月曜から土曜日（祝祭日営業日）、（12月31日～1月3日除く）  
営業時間　午前8時30分から午後5時30分まで  
サービス提供時間　午前9時から午後5時まで  
サービス提供時間の延長　午前8時から午前9時まで及び午後5時から午後8時まで

5 事業所の職員体制（令和7年6月1日現在）

管理者	(氏名) 國廣 隆
-----	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p> <p>3 利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>4 利用者へ通所介護計画を交付します。</p> <p>5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。</p>	常勤1名 (兼任)
生活相談員	<p>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</p> <p>2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>	常勤1名 常勤兼任2名
看護師・准看護師 (看護職員)	<p>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者的心身の状況等の把握を行います。</p> <p>2 利用者の静養のための必要な措置を行います。</p> <p>3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</p>	常勤1名 常勤兼任1名 非常勤専任1名 非常勤兼任1名
介護職員	<p>1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</p>	常勤6名 常勤兼任2名 非常勤専任3名 非常勤兼任1名
機能訓練指導員	<p>1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</p>	常勤兼任1名 非常勤専任2名
その他	<p>1 運転手は専用車両により利用者の送迎を行うとともに必要に応じて送迎車両への昇降および移動の介助に従事し、補助員は利用者に係る介護業務の補助や配膳等に従事する。</p>	常勤1名 非常勤専任5名

## 6 提供するサービスの内容及び費用について

### (1) 基本サービス

- ① 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅介護サービス画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。
- ② 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ③ 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します
- ④ それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
- ⑤ 利用者の安否の確認  
事業者の従事者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りします。
- ⑥ 生活相談等  
生活相談員をはじめ従事者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

### (2) 介護保険給付サービス

通所介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介助、機能訓練、その他の日常生活の支援サービスを提供します。

- ① 食事は、利用者の摂取状況に合わせて調理します。  
医師の指示による食事の提供を行います。  
食事介助は、原則として通所介護サービス計画に沿って対応します。  
従業者へ相談して下さい。
- ② 入浴介助は一人ひとり入浴習慣を踏ました上で、ゆっくり入浴することができるよう配慮します。全身浴、部分浴の介助や清拭、洗髪などを行います。
- ③ 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ④ 排せつ介助は、利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。おむつの交換を行います。
- ⑤ 更衣介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
- ⑥ 移動・移乗介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
- ⑦ 服薬介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認をします。

#### ⑧ 機能訓練

利用者の状況に適合した援助を行い、生活機能の維持・改善に努めます。利用者の能力に応じ機能訓練を行います。また、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、機器等を使用した機能訓練を行います。

利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動の場を提供します。

#### ⑨ 健康管理

継続して健康チェックを行うと共に定期的に体重測定を行い健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関・協力歯科医療機関等に責任をもって引継します。

#### ⑩ 送迎

事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

### (3) 介護保険給付外サービス

#### ① 理美容

家族の都合により理美容への送迎が困難な場合は、業者に依頼し、事業所内で理美容を実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方はお申し出下さい。

#### ② おむつの提供

利用者のご希望に応じて提供します。（価格は別に記載）

#### ③ レクリエーション

ドライブ、誕生会、四季の行事（お花見、お月見等）など、活動の参加を通じて利用者と共に、ご家族同士の交流が図れるように努めます。

## 7 利用料金

## 通所介護費

## (1) 保険が適応される基本料金

所要時間	介護度	介護報酬額	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700円	370円	740円	1,110円
	要介護2	4,230円	423円	846円	1,269円
	要介護3	4,790円	479円	958円	1,437円
	要介護4	5,330円	533円	1,066円	1,599円
	要介護5	5,880円	588円	1,176円	1,764円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円	776円	1,164円
	要介護2	4,440円	444円	888円	1,332円
	要介護3	5,020円	502円	1,004円	1,506円
	要介護4	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	要介護5	6,170円	617円	1,234円	1,851円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	6,730円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護4	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	要介護5	9,840円	984円	1,968円	2,952円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
	要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
	要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
	要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
	要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,690円	669円	1,338円	2,007円
	要介護2	7,910円	791円	1,582円	2,373円
	要介護3	9,150円	915円	1,830円	2,745円
	要介護4	10,410円	1,041円	2,082円	3,123円
	要介護5	11,680円	1,168円	2,336円	3,504円

※サービスの延長

8時間以上9時間未満のサービス提供を行う場合で、その提供の前後に引き続き日常生活上の世話を行った場合に加算されます。

延長加算（日常生活の世話をを行う場合も含む）	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
9時間以上10時間未満	500円	50円	100円	150円
10時間以上11時間未満	1,000円	100円	200円	300円
11時間以上12時間未満	1,500円	150円	300円	450円

（2）加算等（1）

加算	利用料	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算（Ⅰ）	400円	40円	80円	120円	1日につき
入浴介助加算（Ⅱ）	550円	55円	110円	165円	
生活機能向上連携加算	1,000円	100円	200円	300円	1月につき※個別機能訓練加算を算定している場合
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	560円	56円	112円	168円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	200円	20円	40円	60円	1月につき
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	220円	22	44円	66円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	180円	18円	36円	54円	1日につき
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60円	6円	12円	18円	1日につき
ADL維持等加算（Ⅰ）	300円	30円	60円	90円	1月につき
ADL維持等加算（Ⅱ）	600円	60円	120円	180円	1月につき
送迎未実施減算	-470円	-47円	-94円	-141円	片道につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の9.2%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の9.0%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき

注）1 個別機能訓練加算Ⅰは個別の機能訓練計画書を作成し、当該計画書に基づき自立支

援のための複数の機能訓練を実施します。

- 2 個別機能訓練加算Ⅱは当該利用者様の居宅訪問をして生活状況を確認したうえで個別の機能訓練計画書を作成し、当該計画書に基づき生活機能向上のための機能訓練を実施します。

## 8 日常生活総合事業

### 指定介護予防（要支援1・2の方）

#### （1）基本料金

介護区分	1月あたりの利用料	1月あたりの自己負担額	
		1割負担	2割負担
要支援1	17,980円（1,798単位）	1,798円	3,596円
要支援2	36,210円（3,621単位）	3,621円	7,242円

#### （2）加算料金等（1月につき）

加算名	1月あたりの利用料		1月あたりの自己負担額	
			1割負担	2割負担
科学的介護推進体制加算	400円（40単位）		40円	80円
サービス提供体制強化加算 I	要支援1	880円（88単位）	88円	176円
	要支援2	1,760円（176単位）	176円	352円
サービス提供体制強化加算 II	要支援1	720円（72単位）	72円	144円
	要支援2	1,440円（144単位）	144円	288円
サービス提供体制強化加算 III	要支援1	240円（24単位）	24円	48円
	要支援2	480円（48単位）	48円	96円
生活機能向上グループ活動 加算	1,000円（100単位）		100円	200円
送迎未実施減算	-470円（-47単位）		-47円	-94円
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の 9.2%		左記の 1割	左記の 2割
介護職員等処遇改善加算 (II)	所定単位数の 9.0%		左記の 1割	左記の 2割

注) 1 生活機能向上グループ活動加算は利用者の心身の状況に応じた生活機能向上  
グループ活動サービスを複数準備、実施する場合に加算。

9 その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

① 食事代 朝食390円、昼食740円(おやつ代150円を含む)、夕食550円、夕食弁当550円

②おむつ代

納品業者名 有限会社ケアサービスわかば

所在地 広島県世羅郡甲山町西上原

電話番号 0847-22-2851

製品単価表（令和7年6月）※税込み

製品名	金額（1袋）	金額（1ヶ）
リフレ やわらかぴったりパッド	869円	29円
リフレ はくパンツ M	2,200円	110円
リフレ はくパンツ L	2,200円	123円
リフレ はくパンツ LL	2,200円	138円
ネピア インナーシート120	672円	42円
ネピア インナーシート180	605円	61円

③日常生活費 レクリエーション費 200円（1月）

その他、有償のレクリエーション（フラワーアレンジメント教室、園芸療法等）選択し実行した場合、1回につき200円を徴収いたします。

④送迎費 事業に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う介護サービスの送迎に要した交通費は、通常の事業に実施区域を越えて1kmごとに40円を徴収いたします。

⑤キャンセル料 ご利用日前日の15時までにご連絡をいたしかなかつた場合

夕食又はお弁当を注文されていない方	500円 (昼食材料費として500円)
夕食又はお弁当を注文されている方	1,000円 昼食材料費として500円 夕食又はお弁当材料費として500円

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主

治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

契約書の緊急連絡先にご記入ください。

### 1.1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
契約書の緊急連絡先にご記入ください。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

### 1.2 利用料等請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたしますので、自動振替の方法でお支払い下さい。お支払いの確認ができましたら、領収書をお渡しますので必ず保管されますようお願いします。

金融機関口座からの自動振替（翌々月6日）※銀行休業日の場合は翌営業日  
ひろぎんワイドネット代金回収サービス

ただし、自動振替の手続きが終了するまでは振り込みとさせていただきます。（振込手数料はご利用者の負担となります。）

下記指定口座への振込  
両備信用組合 久井支店 普通預金 87985  
名義 亀甲園デイサービスセンター 國廣 隆  
広島銀行 甲山支店 普通預金 3052187  
名義 亀甲園デイサービスセンター 國廣 隆

### 1.3 サービス内容に関する相談・苦情

#### （1）利用者相談・苦情窓口

担当 事務担当 勘家 啓子 電話（0847）32-6050（法人）

相談員 楠原 広恵 電話（0847）32-5055

受付時間：営業日の午前8時30分～17時30分

#### （2）苦情解決責任者

担当 管理者 國廣 隆

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 処理体制

亀甲園デイサービスセンターでは、土、日及び夜間も事務所連絡体制により、24時間、苦情の申し込み受付の即応体制を確立します。事業所従事者の支援等行動中の連絡は携帯電話で対応することとします。

② 手順の対処要綱

利用者（苦情申出） → 窓口勤務者受付（事情聴取） → 苦情把握（受付担当者及び解決責任者への報告） → 苦情処理書の作成（制度への質問は省く） → 対策案の検討（緊急対応） → 対策案を利用者に確認（原則文書） → 対策案の実施（事業所） → 実施状況を利用者に確認 → 再発防止策の策定 → 事業者、従事者への指導 → 苦情処理書に記載（施設内研修及び処遇改善へ反映）

③ その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事業所入口に氏名・住所を掲示しています。）

また、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(苦情申立の窓口)

第三者委員 米持 清	住所：三原市久井町江木514番地5 電話番号：0847-32-7043
第三者委員 川野 さとみ	住所：三原市久井町吉田43番地1 電話番号：0847-32-7775
三原市 高齢者福祉課	住所：三原市港町三丁目5番1号 電話番号：0848-67-6240 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
尾道市 高齢者福祉課	住所：尾道市久保一丁目15番1号 電話番号：0848-38-9440 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
世羅町 福祉課	住所：世羅郡世羅町大字本郷947番地 電話番号：0847-25-0072 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)

広島県国民健康保険 団体連合会	住所：広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号：082-554-0783 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
--------------------	--

14

第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名	
		結果の開示	1あり 2なし
	2なし		

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業所の通所介護サービスにあたり、利用者に対して契約書並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 三原市久井町江木 161 番地 1  
代表者 社会福祉法人亀甲会  
理事長 池田 元 印

説明担当者 氏名 \_\_\_\_\_

利用者並びに保証人は、契約書並びに本書面により、事業者から通所介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

保証人 住所

氏名

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

署名代行  
の理由 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との  
関係(続柄) \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) —